

## 第14節 住宅の確保体制整備計画

住宅の確保体制整備計画

□総務課防災危機管理室  
□建築政策課 □土木課

### 【基本方針】

地震や浸水等の大規模災害が発生した場合、住家への浸水や家屋の損壊等により長期の避難が必要となることが多く、民生安定のためには仮設住宅等の確保が重要となる。そのため市は、被災者に対して応急仮設住宅等の住宅が迅速に提供されるよう、あらかじめ必要な体制を整備しておくものとする。

### 【現況】

本市においては、災害時の応急仮設住宅等の確保体制は現在のところ確立されていない。なお、県ではプレハブ建築協会との間で仮設住宅の供給協定を締結しており、市はこの協定締結内容を受け市域での仮設住宅建設候補地の選定を検討している。

### 【計画目標】

#### 1. 空き家住宅の確保体制の整備

公営住宅の空き家状況を把握し、災害時における被災者への迅速な提供に努めるものとする。特に、今後、東日本大震災のような広域かつ複合の大災害が発生した場合には遠隔地や近隣都市域から多数の避難者を収容する必要性が生じることを前提として、市域の不動産関係の業者との空き家情報に関する情報交換体制や住宅あっせんに関する応援協定の締結等について、最良の対応方策について調査しつつ検討を進める。

#### 2. 応急仮設住宅の供給体制等の整備

- 1) 応急仮設住宅の建設可能な用地をあらかじめ把握する他、応急仮設住宅の建設に必要な資機材の供給可能量の把握に努めるなど、供給体制の整備に努めるものとする。
- 2) 県と(社)プレハブ建築協会との間で締結されている、災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定に基づく供給体制の確立を図る。